平成２３年（フ）第４５３号
宮崎市大字富吉396番地
破産者　黒木　國男
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第７２号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2486番地の３
破産者　有限会社玖珠日豊
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９１５号
静岡県焼津市三ケ名1005番地の12、旧住所静岡市駿河区広野５丁目15番14号
破産者　池田　仁司
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６号
東京都港区南青山２丁目18番７号、従前の住所愛知県北名古屋市高田寺東の川71　ルマネージュ101号室
破産者　抽那　安宏
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０７号
鹿児島県伊佐市大口山野5100番地３エムプレースＡ202号
破産者　園田祐一郎
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3865番地　コープ今吉201、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目７番35号
破産者　濵田　　昭
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２９１２号
神奈川県横須賀市東浦賀２丁目26番３号
破産者　奥村　浩一
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０１号
静岡県島田市川根町抜里247番地
破産者　谷澤加代子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２号
神戸市西区今寺22番地の１　ベルコリーヌ103号、開始決定時の住所兵庫県明石市野々上３丁目14番地の12　シャトー西明石403号
破産者　河野　通子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
北九州市八幡東区中尾１丁目５番18号
破産者　野口猛こと　金　　正倍
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県北九州市小倉南区沼南町１丁目14番12―205号、開始決定時の住所大分県中津市大字犬丸2332番地７
破産者　髙橋　賢一
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８５号
宮崎市佐土原町上田島1861番地５　ディアス上田島101号
破産者　白尾　聖子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８８号
宮崎市大坪東３丁目16番10号
破産者　谷口　光男
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８号
北海道室蘭市水元町15番29―101号　サンハイツ、前住所北海道千歳市長都駅前３丁目１番６―406号
破産者　長尾　　実
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６号
熊本県球磨郡錦町大字木上東４番地
破産者　葉山　道信
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第７３号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2486番地の３
破産者　河野　信明
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６２６９号
大阪府八尾市相生町２丁目１番37―108号、開始決定時の住所大阪府八尾市安中町３丁目２番39―1220号
破産者　高田　健二
1　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午後３時30分
平成24年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部